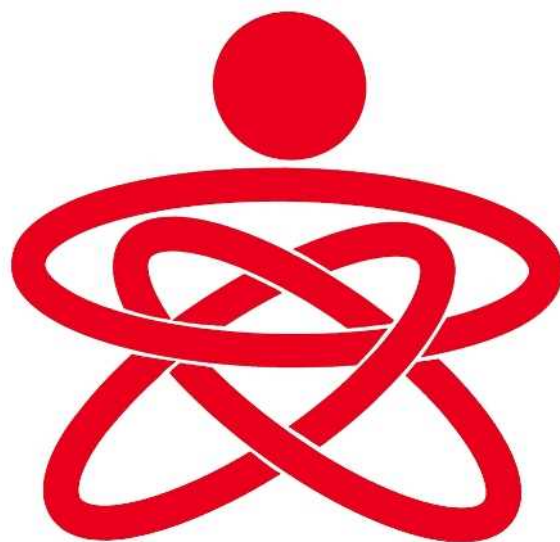


平成29年度
戦略的芸術文化創造推進事業
企画提案要領



平成28年11月
文化庁文化部芸術文化課
株式会社JTBコミュニケーションデザイン

企画提案書の提出期間，提出先（問合せ先）

【提出期間】平成28年11月28日（月）～12月2日（金）（必着）

【提出先（問合せ先）】

〒105-8335

東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング

株式会社 JTBコミュニケーションデザイン

戦略的芸術文化創造推進事業事務局

電話：080-5908-3241（10時から18時）

※ 提出方法は＜特定記録郵便＞による郵送のみ。（持参不可）

※ 封筒の表に『平成29年度戦略的芸術文化創造推進事業企画提案書在中』と朱書きしてください。

目 次

1. 企画の提案について.....	- 1 -
2. 留意事項.....	- 8 -
3. 提出書類について.....	- 10 -
4. 審査等について.....	- 11 -
5. 契約の流れについて.....	- 12 -
6. 企画提案書（事業計画）記入要領.....	- 13 -
7. 文化プログラムへの参画について.....	- 23 -

1. 企画の提案について

本事業は、平成29年度概算要求に基づき募集を行うものです。今後の予算編成の状況によっては、内容の変更や、規模の縮小、スケジュールの遅れ等が生じる場合がありますので、あらかじめ御了承の上、提案してください。

また、内容の変更等が生じた場合には、提案書類の再提出や、関係書類・資料の追加提出を求めることもありますので、御承知おき願います。

(1) 目的

本事業は、我が国の芸術文化の水準を牽引するトップレベルの芸術団体等に対し、国が芸術文化の振興における課題を示し、それを解決するための取組を公募、実施することにより、我が国の芸術水準の飛躍的向上と優れた実演芸術の鑑賞機会の充実にを図ることを目的とする。

(2) 募集概要

①実施期間

平成29年4月1日（土）から平成30年3月31日（土）まで

※ ただし、平成29年度予算が平成29年4月1日までに成立しない場合、事業の開始時期は平成29年度予算成立以降となります。

※実施期間については、経費の発生等を考慮した上で、真に必要となる期間を記載ください。

②募集する事業企画

本事業では、我が国の芸術文化の振興における以下の（i）から（v）に示す課題について、それを解決するための取組を募集します。

<課題と募集する取組>

（i）我が国の実演芸術の水準を世界レベルへ高めることや世界へのアピールが求められており、それを解決するための取組。

（取組例）

○ 芸術家や芸術団体等を構成員とする統括団体などが、世界的に著名な評論家を招へいし、複数の芸術団体の公演を鑑賞し批評を行ってもらい、批評の結果を国内外に公表する取組（公演部分の経費は対象外）。

○ 芸術家や芸術団体等を構成員とする統括団体などが、世界的な国際フェスティバルのディレクターを招へいし、複数の芸術団体の公演を鑑賞してもらうことにより、国内の芸術団体の国際的なフェスティバルへの参加を促す取組（公演部分の経費は対象外）。

（ii）地方や離島・へき地において優れた実演芸術を鑑賞する機会が求められており、それを解決するための取組。

実演芸術の鑑賞機会に恵まれない地方や離島・へき地において行う公演で、以下のいずれかに該当するもの及びこれに類するもの。

（オペラ、バレエを除く実演芸術）

○ 同市町村における、同種の実演芸術の公演（アマチュアの公演を除く。）の開催実績が過去1年間（平成28年4月1日から平成29年3月31日）に1回以下

の地域。(但し同市町村内であっても、開催予定地から50km(公共交通機関による交通手段がない場合には30km未満)圏外は除く。)

(オペラ、バレエ)

- 同市町村における、バレエ又はオペラの公演(アマチュアの公演を除く。)の開催実績が過去2年間(平成27年4月1日から平成29年3月31日)に1回も開催されていない地域。(但し同市町村内であっても、開催予定地から50km(公共交通機関による交通手段がない場合には30km未満)圏外は除く。)

(iii) 高齢者、子育て中の保護者、青少年等を対象とした社会包摂のための文化芸術活動の充実が求められており、それを解決するための取組。

(取組例)

- 芸術団体と民間企業、特定非営利活動法人等が連携協力して実施する実演芸術の公演に係る送迎サービス、託児サービスや入場料の軽減等の取組。
- 高齢者、子育て中の保護者、青少年等に係る地域の課題への対策として、芸術団体と民間企業、特定非営利活動法人等が連携協力して実施するワークショップ等の取組。

(iv) 実演芸術に関わる女性の活躍を推進することが求められており、それを解決するための取組(調査研究を含む)。

(取組例)

- 単独又は複数の芸術団体が民間企業、特定非営利活動法人等と連携協力して実施する女性の活躍を推進するための取組。

(v) 障害者の優れた芸術活動の国内外への普及の促進が求められており、それを解決するための以下に掲げる取組。

- 障害者の優れた芸術活動を広く一般に普及するための取組に関する調査研究。
- 調査研究を実施し、その結果を踏まえた障害者の優れた芸術活動の成果を発表するための公演、展覧会の開催及び翌年度の開催準備。
- 障害者の優れた芸術活動の成果の海外への発信。

※ 応募できる企画提案書は、1団体1件とします。1件の中に、上記の取組を複数含めることは可能ですが、1団体3件を上限としますので、複数の取組を申請される場合は、取組ごとに様式3を作成の上、一つの企画提案書として提出してください。

※ 公演、展覧会を実施する場合、事業の中核をなすものについては有料として計画してください。

(3) 企画提案に必要な団体の要件

①<課題と募集する取組>が(i)~(iv)の場合

定款・寄附行為・規約において、実演芸術に係る公演の実施を主たる目的とし専門性が高い実演家やスタッフを擁する我が国の団体又は実演芸術に係る公演の実施を主たる目的とする我が国の団体(実演家、専門スタッフを含む。)を構成員とする全国的団体で次の要件を満たすこと。

- ・ 団体設立3年以上(平成28年11月1日現在)の実演芸術活動実績を有し、次のアからウまでのいずれかに該当する団体であること。

ア 特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

イ 特定非営利活動法人

ウ 上記ア、イ以外の法人格を有し、原則として自ら一定数以上の実演家を擁する団体

＜課題と募集する取組＞が（i）～（iv）の場合、定款・寄附行為などの規約において特定地域の文化の振興を主たる目的とした法人（例：〇〇市文化振興財団）は、本事業に企画提案することはできません。また、公立文化施設の設置者・管理者（指定管理者含む。）は、その設置又は管理する施設において実施する事業を含む企画を提案することはできません。他の補助事業に応募してください。

②＜課題と募集する取組＞が（v）の場合

地方公共団体又は定款・寄附行為などの規約において、文化の振興又は芸術文化活動の実施を主たる目的とする我が国の団体、もしくは障害者の芸術活動実績を3年以上有する団体で次の（i）又は（ii）のいずれかの要件を満たすこと。

（i）地方公共団体であること。

（ii）法人格を有する者の場合

団体設立後、平成28年11月1日現在において3年以上の芸術活動実績を有し、次のアからウまでのいずれかに該当する団体であること。

ア 特例民法法人，一般社団法人，一般財団法人，公益社団法人，公益財団法人

イ 特定非営利活動法人

ウ 上記ア、イ以外の法人格を有し、美術の展覧会もしくは実演芸術の公演を実施するための専門的知識を有する者を複数人擁する団体

③実行委員会を組織する場合

実行委員会を組織して提案する場合には、上記①又は②のいずれかの要件を満たすほか、以下の（i）及び（ii）を満たす必要があります。

（i）実行委員会を組織する中核となる団体が次のいずれかに該当すること。

ア 地方公共団体

イ 団体設立後3年以上（平成28年11月1日現在）の芸術活動実績を有する法人格を有する団体

（ii）中核となる団体において、事業終了後5年間当該事業に係る契約書、経費の出納を明らかにする帳簿及びその関連資料を保管することができること。

なお、①～③については、以下の（i）～（iv）の要件をすべて満たしている必要があります。

（i）定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること

（ii）団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

（iii）自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

（iv）団体等の活動の本拠としての事務所を有すること

（4）企画提案書に計上できる経費

企画提案書に計上できる経費は、業務に直接要する経費のうち賃金・諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雑役務費・保険料・消費税相当額・再委託費・一般管理費とします。なお、計上できる経費は、申請団体から支出される経費のみとし、共催者等が支出する経費は計上できません。また、支払は原則、銀行振込によってください。

※ 経費予定額は必ず見積書・料金表（**謝金は団体規定があることを前提とする**）等に基づき、適切な金額の計上を行ってください。採択の場合、適切な経費計上が行われているかを確認させていただいた後、契約を行いますので、採択連絡後速やかに見積書等を提出できるよう御準備ください。

なお、次の費目については以下の単価等を上限とします。

①賃金

アルバイト、スタッフ賃金（１時間） 1,010円

日報、出勤簿等が必要。なお、特殊な技能を有する場合など、上記によらない単価については団体の内部規定によるなど算出根拠を明確にすること。謝金として支出する場合は、諸謝金に計上すること。

②諸謝金（税込）

(i) 会議出席謝金（１人１回）	14,000円
※ 調査研究の場合のみ計上可	
(ii) 講演謝金（１時間）	11,300円
(iii) 調査謝金（１人１回）	12,000円
(iv) 司会謝金（１時間）	4,600円
(v) 演奏謝金（１時間）	6,400円
(vi) 指導・実技・実習等謝金（１時間）	5,100円
(vii) 原稿執筆謝金（日本語 400字 1枚）	2,500円
（外国語 200語 1枚）	5,000円
(viii) 通訳謝金（１時間）（英語）	10,400円
（その他）	10,500円
(ix) 翻訳謝金（和文英訳 和文→英文（200ワード） 1枚）	5,900円
（英文和訳 英文→和文（400字） 1枚）	4,000円
（その他和訳 英文以外→和文（400字） 1枚）	5,500円

国内外の優れた指導者への謝金等、上記により難い場合の謝金単価については団体の内部規定によるなど算出根拠となる書類を提出すること。

③旅費（いずれも、日当の計上は不可。）

地域区分毎の都市名については、6ページのとおりになります。

ア. 内国旅費

(i) 交通費 最も効率的かつ経済的な旅行経路による交通費実費とする。ただし、以下の経費は計上できない経費とする。

- 東京都23区内又は同一市内のみの移動（ただし、調査研究の場合において、調査対象機関への移動の場合には計上可。）
- スタッフの通勤に係る交通費
- 100キロ未満の移動に係る列車の特急料金及び列車運賃の特別料金（グリーン料金等）
- タクシー、ハイヤーの利用
- レンタカー代、ガソリン代（ただし、公共交通機関がない、又は公共交通機関の利用が困難な地域の場合には計上可。この場合における、レンタカー代及びガソリン代は、借損料に計上すること。）

(ii) 航空賃 エコノミー料金

(iii) 宿泊費（1泊） 交通費や航空賃を支払う場合であって、宿泊することが必要な場合（前泊しないと用務に間に合わない場合、用務後帰宅することができない場合など）又は合宿研修等を行う場合であって、合宿の内容上、帰宅することが合理的でない場合にのみ計上可。なお、宿泊費は実費又は下記の額といずれか低い方を上限とする。

甲地方 10,900円 乙地方 9,800円

イ. 外国旅費（研究報告書を作成する調査研究で外国調査を行う場合等のみ計上可能）

(i) 交通費 出発地最寄りの公共交通機関の駅から、日本を出発する国際空港までの最も効率的かつ経済的な旅行経路による交通費実費とする。

(ii) 国際航空運賃 エコノミー料金

(iii) 宿泊費 (1日) 指定都市 16,100円 甲地方 13,400円
乙地方 10,800円 丙地方 9,700円

ウ. 外国人招へい旅費 (海外より講師, 出演者, 評論家を招へいする際に使用。)

(i) 交通費 日本に到着した国際空港から, 日本における滞在地最寄りの公共交通機関の駅までの最も効率的かつ経済的な旅行経路による交通費実費とする。

(ii) 国際航空運賃 エコノミー料金

(iii) 宿泊費 (1泊) 宿泊費は実費又は下記の額といずれか低い方を上限とする。

甲地方 10,900円 乙地方 9,800円

※ ア. イ. ウ. について, 国内外の優れた指導者を招へいする場合など, 上記により難しい事情がある場合は, 文化庁又は事務委託先団体と協議すること。

④借損料

見積りを徴収するなどの方法により, 用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。なお, **会場費を計上する場合は, 必ず, 見積書又は料金表 (いずれも支払期限がわかるもの。)**も提出してください。また, その他経費についても, 合見積書等の提出を求めています。

⑤消耗品費

舞台美術製作や美術作品制作に係る材料, ワークショップ等で使用する資料に係る経費のみ計上可能。ただし, 公演以後に別の目的で使用できるものは計上不可。(例: 電化製品等)

⑥会議費 会議が不可欠な場合において, 飲料代として1人150円を上限として計上可。

⑦通信運搬費

以下の場合にのみ計上可能。

- 公演等において送付するDM, 招待状等で, 一括して発送する場合。(100件未満の発送は除く。)
- 報告書を作成する調査研究に係るアンケート送付・返送
- 事業の成果を広く普及することを目的として作成した報告書や展覧会等の図録の無償配布

⑧雑役務費

見積りを徴収するなどの方法により, 用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。(合見積書等の提出を求めています。)

なお, 外部に業務発注を行う場合の経費に含まれる各経費についても, 本企画提案要領に記載する費目の基準に従うこと。

※ 印刷製本を外注する場合や舞台装置等の運搬を外注する場合は, 雑役務費に計上すること。

⑩保険料

催事保険等。見積りを徴収するなどの方法により, 用途にあった適正な仕様かつ妥当な価格を積算すること。(合見積書等の提出を求めています。)

※ プログラムの実施中に発生した事故等に対し主催者側が負うべき債務, または事業を運営するにあたり雇用者の義務に係る保険は計上可能です。個人が任意で加入すべき保険については計上できません。

※ 台風, 地震等の天災, インフルエンザの流行, その他不可抗力による中止の場合は, 必要と認められる旅費及び旅費のキャンセル料については計上が認められていますが, その他の損害については, 団体様のご負担となります。本事業内では, 催事保険の計上が認められておりますので, 事前に検討してください。

⑪消費税相当額

ア. 課税事業者の場合

委託業務は, 「役務の提供」(消費税法第2条第1項第12号)に該当するため, 原則として業務経費全体が課税対象となります。したがって, 業務経費のうち課税対象経費については消費税を含めた額を計上し, 不課税・非課税経費については, 消費税相当額を計上する必要があります。

イ. 免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、不課税・非課税経費について、消費税相当額を別途計上しない。

※ 簡易課税制度の適用を受けている場合においても、簡易課税の計算方式で算出した額によるのではなく、一般課税事業者の場合と同様に取り扱ってください。

⑫一般管理費（＜総事業費－再委託費＞×〇〇％）

理事会、役員会等に諮られ、団体内の規約等に定められている場合のみ計上可。ただし、10％を超えるものは10％を上限とします。

注1：上記①②⑧の費目において、企画制作料、制作料、プロデューサー料、公演監督料、総監督料及びこれらに係る助手料等を計上する場合、それらの者について、以下の項目を記載した一覧表を任意様式（A4白黒・縦）で作成し、企画提案時に提出すること。（以下「企画制作料等に関する一覧表」という。）

記載項目：役割、氏名、応募団体構成員に該当の有無、主な従業務内容、当該事業に係る従事予定日数、その1日当たりの従事予定時間、支払予定総額

注2：支出額の50％以上を同一の者に発注又は依頼し、支出することは認められません。採択後にその事実が判明した場合、採択の取消しや契約解除を行います。

以下の経費は、企画提案書に記入できない経費となっています。

- 事務所維持費 ○事務職員給与 ○印紙代 ○楽器・楽譜購入費 ○グッズ製作費 ○美術作品の製作に係る作家報酬 ○事務機器・事務用品等の購入・借用費 ○電話代 ○ホームページ運用費 ○自ら設置し又は管理する会場施設の会場費・稽古場借料 ○振込、送金、代引手数料
 - 定期的な練習に係る稽古場借料 ○交際費・接待費 ○予備費 ○取材等に係る経費 ○光熱水料 ○日当 ○レセプション・パーティー、打ち上げに係る経費 ○飲食に係る経費（会議に伴う飲料は可） ○賞金・副賞等 ○記念品
- ※ これらの経費は、外部に委託した場合でも記入できません。

※地域区分

国内	甲地方	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
	乙地方	上記以外の都市
海外	指定都市	シンガポール、アビジャン、ジュネーヴ、パリ、モスクワ、ロンドン、アブダビ、クウェート市、ジッダ、リヤド、ロサンゼルス、ワシントン、サンフランシスコ、ニューヨーク
	甲地方	（指定都市・乙地方・丙地方以外の下記の地域）ヨーロッパ大陸、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ、キプロス、アゾレス諸島、マデイラ諸島、カナリア諸島、アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート（クウェート市を除く）、ヨルダン、シリア、トルコ、レバノン、北アメリカ大陸（メキシコより北部）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島、グアム
	乙地方	（指定都市・甲地方・丙地方以外の下記の地域）インドシナ半島（タイ、ミャンマー、マレーシア含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、ロシア（モスクワを除く）、スロベニア、タジキスタン、チェコ、ハンガリー、トルクメニスタン、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、コソボ、オーストラリア大陸、ニュージーランド、ポリネシア海域、ミクロネシア海域、メラネシア海域
	丙地方	（指定都市・甲地方・乙地方以外の下記の地域）アジア大陸、アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島、セイシェル諸島、メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島、イースター諸島、南極大陸

(5) 提出期間及び提出先（問合せ先）

提出期間：平成28年11月28日（月）～12月2日（金）（必着）

※ 提出方法は＜特定記録郵便＞による郵送のみとします。（持参不可）

※ 封筒の表に『平成29年度戦略的芸術文化創造推進事業企画提案書類在中』と朱書きしてください。

提出先：〒105-8335

東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング

株式会社 JTBコミュニケーションデザイン

戦略的芸術文化創造推進事業事務局

電話：080-5908-3241（10時から18時）

※ 企画提案書に基づき審査を行うため、採択後の内容及び経費予定額の変更については原則として認められません。十分検討・精査の上、企画提案書を作成し、御提出ください。採択後でも内容及び金額等に大幅な変更があった場合には、採択を取り消す場合があります。やむを得ず変更が生じる場合は、必ず事前に御連絡ください。

(6) 審査結果について

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、応募のあった団体に対し、平成29年3月中旬を目途に郵送にてお知らせします。また、採択を内定した団体に対して、事業内容等のヒアリングを行うことがあります。

(7) 契約及び支払等について

採択団体と文化庁の間で委託契約を締結し、事業完了後に当該契約に基づいて精算を行い、契約金額を上限として支払うものとします。

なお、契約金額については、企画提案書の内容を勘案して決定しますので、企画提案書の提示する金額と必ずしも一致するものではありません。また、契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合があります。

更に、契約時又は実績報告時に、文化庁の承認を得ないで事業内容を変更した場合は、契約金額の減額又は契約解除を行うことがあります。

※ 事業の実施方法については、予定であり変更する場合があります。

※ 採択後は事業開始までに契約手続を終えられるよう、必要書類の提出等速やかに御対応ください。

2. 留意事項

- (1) 企画提案した事業について、申請者、共催者及び当該事業に関わる者は、国の機関及び地方自治体を実施する他の事業や独立行政法人等が実施する助成事業への応募はできません。なお、国の機関、地方自治体、独立行政法人等との共同事業を応募することはできません。
- (2) 企業からの協賛金等や民間の支援団体等からの助成金・補助金等の交付を受ける事業についても応募の対象となりますが、その場合必ず委託業務経費の「収入」欄に助成金・補助金等を交付する組織名及び見込額（申請額）を計上してください。
- (3) 企画提案書は審査資料となりますので、提出後の変更については、原則として認められません。内容について、十分検討の上、作成してください。なお、契約後に事業の内容・経費予定額に重要な変更が生じていると認められる場合は、契約の一部又は全部の解除を行います。
また、委託代金の支払後、執行状況調査の結果によっては、委託代金を限度に国庫に返納していただく場合があります。
- (4) 会計経理等について
委託事業については会計検査の対象となりますので、委託先（再委託先も含む）において会計検査院による検査が実施されることがあります。
また、必要に応じて、文化庁が委託業務の実施状況、委託経費の使途、その他必要な事項について報告を求めたり、実地調査を行うことがあります。
受託者は、委託業務の経費に関する出納を明らかにした帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、これらの関係書類について委託業務を実施した翌年度から5年間保管する必要があります。
- (5) 不正受給等に伴う応募制限について
文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業において、支援金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日 文化庁長官決定）に基づき、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日

文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

(7) 「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」について

文化庁では、平成24年3月30日に、芸術団体の会計処理等に係る不正行為を効果的に防止するための方策等についてまとめた「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を作成しました。

本まとめに記された方策等については、平成24年3月以降、一定の準備期間（平成27年度事業申請までのおおむね3年間以内を目途）を設け、徐々に適用することとなっております。この中で特に御留意いただきたい事項として、補助金等の申請に係る団体要件があります。方策のひとつとして、芸術団体の管理運営の適正化が掲げられておりますが、その内容としては、①原則として法人格を持たない団体（以下、任意団体）は法人格を有する団体へ移行、②法人化が困難な団体については財務諸表等の公開を義務付けることとなっております。

これを踏まえ、平成29年度募集からは団体は法人格を有することを必須の申請要件としましたので、申請の際はご注意ください。（平成29年度募集からは、任意団体の応募はできなくなります。）

○「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」の掲載ページアドレス
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/hojokin>

3. 提出書類について

(1) 応募団体は、以下の書類を左2か所ダブルクリップで留めた上、1セット提出してください。なお、作成に当たっては、記入例を参考にしてください。

・ 企画提案書（様式1～3）

※ 様式1, 2については、様式内に収まるように記載してください。様式3については、様式内に収まらず別紙に記載する場合、別紙は必ず様式3の後に添付してください。

※ 「企画制作料等に関する一覧表」についても、様式3の後ろに添付してください。

・ 代表確認書（様式4）

・ 定款、寄附行為又はこれらに類する規約

・ 直近の3か年度の財務諸表

（芸術団体等）貸借対照表、損益計算書・正味財産増減計算書・活動計算書

・ 誓約書（様式5）

※ 提出書類は、全てA4サイズ・白黒・片面印刷としてください。（冊子、ホチキス止めされた資料不可）

(2) 様式は、文化庁のホームページ (<http://www.bunka.go.jp>) からダウンロードしてください。

(3) 企画提案書の作成に当たっては、記入要領を参考にしてください。

(4) 提出した書類については、その記載内容について文化庁又は委託先団体から問合せをすることがありますので、必ず写しをとり保管するようにしてください。また、提出された書類等は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

4. 審査等について

(1) 審査について

提出された企画提案書に基づき、文化庁長官が学識経験者等から構成される協力者会議に諮って審査し、決定します。なお、審査は、次の審査基準等に基づき、事業計画・団体実績等を総合的に評価します。

○ 審査基準

《事業計画について》

- ① 企画提案書に記載された事業の趣旨・目的が、戦略的芸術文化創造推進事業の目的に沿ったものである。
- ② 事業の内容が、示された課題解決に資するものとなっている。
- ③ 事業の内容が具体的であり、かつ、新規性があり、優れた効果が期待できる。
- ④ 事業の内容に高い公共性が認められ、また、当該芸術分野の発展に大きく貢献することが期待できる。
- ⑤ 事業の支出及び収入等、経費予定額の積算内容が適切である。

《団体について》

- ⑥ 企画提案書に記載された内容を実施可能な実績と体制を有している。
- ⑦ 業務遂行及び経理処理の適切な管理と遂行ができる組織体制を有している。

(2) 実施成果の報告等について

事業終了後、速やかに業務成果報告書その他参考となる資料等を提出してください。採択された事業の実施による成果については、業務成果報告書において具体的な数値等により示してください。文化庁では、それらの提出書類により事後評価を実施します。

また、提出された報告書等については、文化庁ホームページ等において公表することを予定しております。

(3) シンボルマーク等の表示について

採択を受けた事業については、当該事業の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等に文化庁シンボルマーク及び「文化庁戦略的芸術文化創造推進事業」である旨の記載をしてください。

【チラシ等への表記の例】



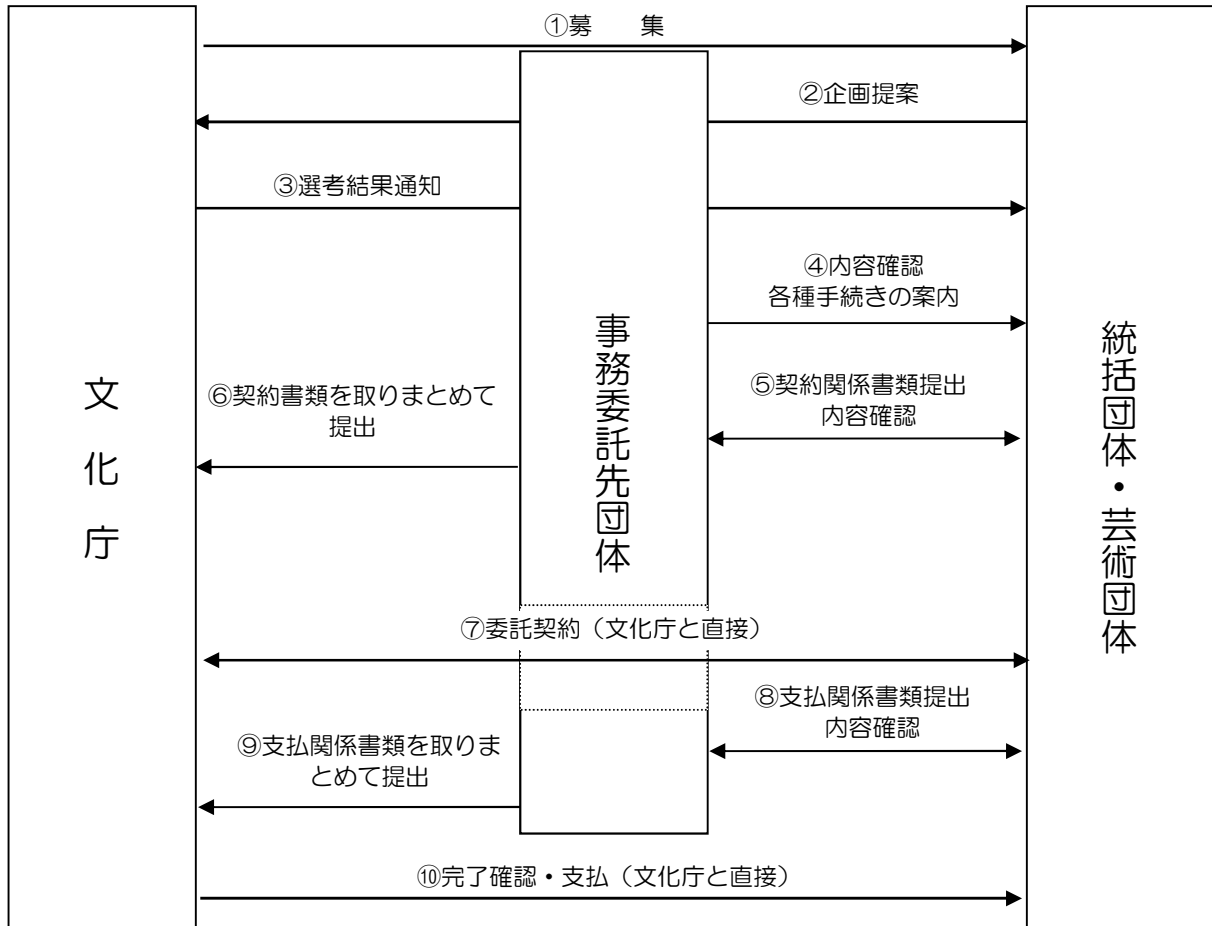
文化庁委託事業「平成29年度文化庁戦略的芸術文化創造推進事業」

主催：文化庁，〇〇団体又は〇〇協会 ← 応募団体名としてください。

制作：〇〇団体又は〇〇協会 ← 応募団体名としてください。

5. 契約の流れについて

本事業における契約の締結および支払い等は文化庁と各団体の間で行われますが、手続きに必要な書類の取りまとめや内容確認等の手続きの補助を、文化庁が事務を委託する団体が担当します。



6. 企画提案書（事業計画）記入要領

平成29年度
戦略的芸術文化創造推進事業
企画提案書

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

住 所 〒

法 人 番 号

団 体 名

代表者職氏名

印

次のとおり企画提案します。

1. 応募する取組(応募する企画が該当する取組に○を付けてください。)

- (i) 実演芸術の世界水準への向上につながる取組
- (ii) 地方や離島・へき地において優れた実演芸術の鑑賞機会を提供する取組
- (iii) 高齢者, 子育て中の保護者, 青少年等を対象とした社会包摂のための文化芸術活動の充実につながる取組
- (iv) 実演芸術に関わる女性の活躍の推進につながる取組
- (v) 障害者の優れた芸術活動の国内外への普及の促進につながる取組

2. 事業の内容

(様式3)「事業計画書」に記載のとおり

3. 責任者及び事務担当者

氏名	職名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
(責任者)				
(会計担当者)				
(監査担当者)				

(事業担当者・連絡担当者, 書類の送付希望先)				
氏名	職名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
書類の送付先住所等		〒		

(様式2)

応募団体の概要

(平成28年11月現在)

(ふりがな) 団体名				代表者職・氏名			
所在地	〒			電話番号			
				FAX番号			
団体設立年月	年	月	法人設立年月	年	月(主務官庁)	法人番号	
組織	役職員			団体構成員及び加入条件等			
				専門性が高い実演家やスタッフの構成の状況が分かるように記載してください。			
沿革	いずれの項目についても、別紙添付はせず、本様式の枠内で収まるように記載してください。						
目的							
事業実績	公演, 展覧会, 調査研究等, 近年の実績を記入してください。						
財政状況	年度	平成26年度		平成27年度		平成28年度(予定)	
	総収入	千円		千円		千円	
	総支出	千円		千円		千円	
	当期損益	千円		千円		千円	
	累積損益	千円		千円		千円	

事業計画書

I 委託事業の内容

1. 事業名		応募する取組をプルダウンメニューから選択してください。 また、前項(2. 分野)において美術を選択した場合には、(v)の取組以外は応募できません。										
2. 分野	プルダウンメニューから選択してください。											
4. 実施期間												
平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()												
5. 課題項目別実施期間												
業務項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6. 事業の趣旨・目的												
課題を解決できる事業の趣旨、目的を明確に記入してください。												
7. 事業の内容												
具体的事業の内容について、分かりやすく詳細に記入してください。 公演の場合は、日程、出演者、制作スタッフ、演目、会場等について、 記入してください。その他の取組の場合は、実施の手順、手法、実施体制等について、記入してください。												

8. 課題解決のための工夫・具体的な取組		
9. 課題解決に関する数値目標		
設定する数値目標 1		設定する数値目標 2
項目	数値	<p>本事業は、事業実施による成果を具体的な数値等により示すこととしています。ついでには、期待する成果を示す数値目標を設定してください。</p> <p>(例: 離島公演の場合) 項目: 公演の有料鑑賞者数 数値: 10,000人 数値の算出方法: チケットの売り上げ, 半券により算出</p>
数値の算出方法1		
10. 期待される効果		
11. 応募事業に類するこれまでの取組・成果		
<p>今回応募の事業について、これまでの同種の事業の取組・成果があれば、実施時期、内容、規模等が分かるよう具体的に記入してください。</p>		
12. 応募事業の今後の計画・発展性、応募分野にもたらす影響		
<p>応募する事業の来年度以降の計画、発展性、また、事業の実施が応募分野にもたらす影響等について、分かりやすく記入してください。</p>		

13. 今回応募する事業が過去に補助金や委託等を受けた実績

補助金等の名称	交付者	交付額	交付年度	事業名称

14. この事業について受ける協力等

協力者

国の機関及び地方自治体、独立行政法人を「共催」とすることはできません。
(留意事項(1)参照)

15. 知的財産権の帰属

--

「知的財産権は乙(団体)に帰属することを希望する。」又は「知的財産権は全て甲(文化庁)に帰属する。」のどちらかをプルダウンメニューから選択してください。

16. 再委託に関する事項

(1)再委託

再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額(単位:円)	
	円

再委託とは、作業内容を発注側が指示しないものを記入します。
再委託の有無をプルダウンメニューから選択してください。
有の場合には、以下の再委託の情報を記入してください。

(2)履行体制に関する事項

※ 再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われたときに記載すること。

再々委託の相手方の住所及び氏名	
再々委託を行う業務の範囲	

17. 知的財産権及びノウハウの封印の記録

--

既に産業財産権を受ける権利やノウハウなどを保有し、それが本事業に関連する場合や本事業の実施により新たに産業財産権を受ける権利やノウハウが生ずる場合には、ご相談ください。
該当がない場合には、無と記載してください。

II 委託業務経費

1. 経費予定額

当該事業終了後には、請求書・振込明細書又は領収書と照合します。

記入例

【確認事項】消費税等仕入控除税額の取扱い(ア、イ、ウのいずれかに○をつけること)

ア 課税事業者

イ 簡易課税事業者

ウ 免税事業者

- * 必ず会計担当者が記載内容を確認するようにしてください。
- * 計算式が設定されていますので青色の欄には入力しないでください。
- * 金額欄には税込の金額を記入してください。
- * 課税対象外(人件費・海外運航費等、団体により異なるため会計担当者に確認すること)の項目については、○をご記入ください。
- * 消費税相当額欄には、課税対象外経費×8%の金額を入力してください。
- * 欄が不足する場合は行を挿入してください。複数ページにわたっても結構です。
- * 提出前に必ず検算するようにしてください。

会計担当者確認済署名 文化 太郎

金額

数量・単価を適宜記入してください。

数量×単価

単位:円

費目	種別	内訳	数量	数量	数量	単価	金額	課税対象外
人件費	賃金	会場整理アルバイト	2 人	4 時間	2 日	990	15,840	○
		調査補助員	1 人	7 時間	150 日	990	1,039,500	○
		当該事業実施のために必要な職員を特別に雇用した場合のみ記載できます。		時間	日			
		賃金合計					1,055,340	
事業費	諸謝金	会議出席謝金	6 人	6 回		14,000	504,000	
		講演謝金	6 人	2 回		11,300	135,800	
		原稿執筆謝金	6 人	4 枚		2,500	60,000	
		諸謝金合計					699,600	
	旅費	講演 大阪⇄東京	2 人			29,000	58,000	
		講演 宿泊費	2 人			10,900	21,800	
		旅費合計					79,800	
	借損料	〇〇ホール	1 式	2 日		50,000	100,000	
		借損料合計					100,000	
	消耗品費							
		消耗品費合計					0	
	会議費	編集会議	6 人	6 回		150	5,400	
		会議費合計					5,400	
	通信運搬費	調査票送付	1 式			80,000	80,000	
通信運搬費合計						80,000		
雑役務費	報告書印刷	1 式			150,000	150,000		
	調査票印刷	1 式			98,000	98,000		
	雑役務費合計					248,000		
保険料								
	保険料合計					0		
消費税相当額	課税対象外経費(1,055,340)	×	8%		84,427		
再委託費								
総事業費(a)						2,352,567		
一般管理費(b)	総事業費－再委託費(2,352,567)	×	10%		235,256		
支出額合計(a+b)						2,587,823		
収入額(c)								
	収入額合計							
経費予定額(a+b-c)						2,587,823		

2. 再委託費内訳 再委託がある場合は、上記の経費予定額と同様のものを作成します。

機関名:

(単位:円)

費目	種別	内訳	経費予定額
		小計	
		差引合計	

代 表 者 確 認 書

〒
住 所

法人番号

団体名

代表者職

代表者氏名(自筆署名)

当団体の運営状況等については、次のとおりであることを確認します。また、当該確認書をはじめ、平成29年度戦略的芸術文化創造推進事業に係る提出書類及び財務諸表等の作成責任は、代表者たる私にあることを承知しております。

※該当するものに○を附してください。

【理事会等】

○団体の意思等を決定する理事会等を設置している。	はい ・ いいえ
○理事会等を定款等に定める期日までに開催している。	はい ・ いいえ
○理事会等の議事録を作成している。	はい ・ いいえ
○事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算について理事会等の決議を経ている。	はい ・ いいえ

※理事会等とは、名称の如何に関わらず団体としての意思を最終的に決定する機関をいう。

【事務執行当事者の権限と責任】

○事務の執行に当たっては各担当者の権限と責任が明確になっている。	はい ・ いいえ
○定期的に上位の責任者又は意思決定機関(理事会等)への報告と承認が行われている。	はい ・ いいえ

【監査】

○監事(内部又は外部)を置いている。	はい ・ いいえ
○監事による監査を実施している。	はい ・ いいえ
○監事による監査の報告書を作成している。	はい ・ いいえ

【経 理】

○経理責任者は明確になっているか。	はい ・ いいえ
○現預金の出納責任者は明確になっているか。	はい ・ いいえ
○手元現金有高は定期的に出納担当者以外の者が出納簿と照合しているか。	はい ・ いいえ
○銀行印の管理責任者は明確になっているか。	はい ・ いいえ

【貸借対照表等の作成】

○貸借対照表や損益計算書等の決算書を作成している。	はい ・ いいえ
○仕訳帳や総勘定元帳等の会計帳簿を作成している。	はい ・ いいえ
○貸借対照表や損益計算書等の決算書を公表している。	はい ・ いいえ
○契約書, 伝票や領収書等の証拠書類(会計資料)を一定期間保管している。	はい ・ いいえ

【申告義務等】

○法人税や消費税等で必要な申告義務を適切に実施している。	はい ・ いいえ 該当なし
○有給職員を社会保険に加入させている。	はい ・ いいえ 該当なし
○有給職員を労働保険に加入させている。	はい ・ いいえ 該当なし

※ 法人税や消費税等の申告義務がない場合, 加入義務を有する有給職員を雇用していない場合等については「該当なし」に○を付してください。

【連携協力等】応募する取組が(vii)の場合は, 記入不要。

○他団体との連携協力に取り組んでいる。	はい ・ いいえ
○劇場, 音楽堂等との連携協力に取り組んでいる。	はい ・ いいえ
○将来の団体や分野を支える人材の育成, 教育普及に取り組んでいる。	はい ・ いいえ

誓 約 書

当法人(団体)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

署名(自署)

※ 法人の場合は、全役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

※ 団体の場合は、意思決定機関の全構成員について、氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

7. 文化プログラムへの参画について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以後、東京2020大会）は、スポーツの祭典のみならず文化の祭典です。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、東京2020大会を我が国の文化財や伝統等の価値を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえており、リオ大会後から、全国の自治体や芸術家等との連携の下、文化プログラムを全国各地で推進していくことを謳っています。

文化庁としては、東京2020大会を契機に、文化プログラムを推進することを重点政策ととらえており、文化庁の委託事業や補助事業に申請される団体等におかれましては、多様な文化プログラムを実施するとともに、可能な限り、文化プログラムに関する認証プログラムへの申請をお願いいたします。

《認証プログラム》

1. 東京2020文化オリンピックアード（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

政府、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー等の東京2020大会に関連の強いステークホルダーが実施する事業（東京2020公認文化オリンピックアード）や、地方公共団体（会場関連自治体を除く）や独立行政法人を含む非営利団体が実施する、東京2020大会の機運を醸成し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを裾野まで広げる事業（東京2020応援文化オリンピックアード）が対象です。

公認文化オリンピックアードは2016年10月から開始され、応援文化オリンピックアードは2017年度より本格的に開始（2016年10月から一部先行開始）される予定です。

<東京2020組織委員会ホームページ>

<https://tokyo2020.jp/>

2. beyond2020プログラム（内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局）

民間企業を含む様々な主体が実施する、2020年以降を見据えたレガシー創出に資する事業が対象です。

当局からの正式な案内はされていませんが、本年晩秋以降に開催される模様です。

<東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部ホームページ>
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu

※各認定プログラムの詳細は、追って、各関係機関のホームページ等で詳細が公表される予定です。